

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年11月26日

水 曜 日

号 外

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

- 不在者投票を行うことができる施設の指定事項の変更 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙に伴う選挙人名簿登録
- 在外選挙人名簿の縦覧期間 2

## 告 示

### 富山県選挙管理委員会告示第57号

不在者投票を行うことができる施設の指定事項の変更について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による院長が不在者投票管理者となる病院について、次のとおり指定事項の変更があったので告示する。

平成26年11月26日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

施設の種類	名 称	所 在 地	
病院	医療法人新川病院	旧	魚津市大光寺 456番地
		新	魚津市住吉 236番地
病院	新川老人保健施設	旧	魚津市大光寺 274番地
		新	魚津市住吉 236番地

### 富山県選挙管理委員会告示第58号

衆議院小選挙区選出議員選挙に伴う選挙人名簿登録について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に伴う選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成26年11月26日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成26年12月1日。ただし、年齢については、平成26年12月14日

2 登録を行う日

平成26年12月1日

3 縦覧に供する期間

平成26年12月2日

### 富山県選挙管理委員会告示第59号

在外選挙人名簿の縦覧期間について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定に基づき、平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年11月26日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

縦覧に供する期間 平成26年12月2日